

岐阜県公報

号 外 (八) 令 和 八 年 四 月 一 日

目 次

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則	(出納管理課)	一
岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	(同)	四

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「並びに県事務所」を「及び県事務所」に改め、同項ただし書中「及び立替金」を削る。

第十二条第一項中「収入又は」を削り、「二」を「いずれかに」に、「戻出命令、振替命令又は更正の通知」を「又は戻出命令」に改め、同項第四号及び第五号中「収支」を「支出」に改め、同条第二項中「収支等命令(収入命令、支出命令、戻入命令、戻出命令、振替命令又は更正の通知をいう。以下同じ。)」を「支出命令、戻入命令又は戻出命令」に改める。

第十三条第一項中「収支等命令」の下に「(収入命令、支出命令、戻入命令、戻出命令、振替命令又は更正の通知をいう。以下同じ。)」を加える。

第八十三条第二項第一号中「五万円」を「十万円」に改め、「高いもの」の下に「パーソナルコンピュータ(タブレット端末及び携帯電話を含む。)」を加える。

第九十三条の次に次の一条を加える。

(遊休物品の処理)

第九十三条の二 収支等命令者は、利用していない物品(一年以内に修繕しようとする物品を除く。以下「遊休物品」という。)があるときは、物品登録内容変更書により

遊休物品に係る事項を記録しなければならない。
第二百二十七条第二項及び第三百二十八条ただし書中「第六条」を「第五条の九」に改める。

別表二上欄中「省エネ・再エネ社会推進課」の下に「自然環境課」を加え、「統計課、岐阜地域環境室」を削り、「医療福祉連携推進課」の下に「健康推進課」を加え、「県産品流通支援課」を削り、「観光資源活用課」を「観光企画課」に改め、「国際交流課」を削り、「競技スポーツ課及びねりんピック推進事務局」を「及び競技スポーツ課」に、「省エネ・再エネ社会推進課」を「省エネ・再エネ社会推進課」に「省エネ・再エネ社会推進課」を「自然環境課」に「廃棄物対策課」を「廃棄物対策課」に

改め、「統計課」を削り、「医療福祉連携推進課」を「健康推進課」に、「岐阜地域環境室」を「保健医療課」に、「保健医療課」を「保健医療課」に

「地域産業課」を「地域産業課」に、「観光誘客推進課」を「観光誘客推進課」に、「県産品流通支援課」を「国際交流課」に、「競技スポーツ課」を「競技スポーツ課」に、「ねりんピック推進事務局」を「競技スポーツ課」に改める。

第十九号様式中

「	ねりんピック推進事務局	を	「競技スポーツ課」	に	改める。	
「	「地域産業課」	を	「地域産業課」	に	「観光誘客推進課」	
「	「県産品流通支援課」	を	「国際交流課」	に	「観光誘客推進課」	
「	「統計課」	を	削り	、「医療福祉連携推進課」	を	「健康推進課」
「	「岐阜地域環境室」	を	削り	、「保健医療課」	を	「保健医療課」

第十九号様式中

「	ねりんピック推進事務局	を	「競技スポーツ課」	に	改める。	
「	「地域産業課」	を	「地域産業課」	に	「観光誘客推進課」	
「	「県産品流通支援課」	を	「国際交流課」	に	「観光誘客推進課」	
「	「統計課」	を	削り	、「医療福祉連携推進課」	を	「健康推進課」
「	「岐阜地域環境室」	を	削り	、「保健医療課」	を	「保健医療課」

表一甲中「シ、審査確認年月日は、会計管理者又は出納員が振替命令を審査確認した日」とを削る。

第二十号様式中

「	更正年月日	年月日
---	-------	-----

審査確認年月日	年月日
---------	-----

「
を削る。
」
に改め、同様式備考を削る。

第二十号様式中

「	審査確認年月日	年月日
---	---------	-----

「
を削る。
」
に改め、同様式備考を削る。

第七十五号様式を次のように改める。

第75号様式(第185条関係)

預金総勘定報告書 (年 月分)

日	収入		支出 ③	収支差 ①-③	定期預金		普通預金(決済性口座)			一時借入金			基金繰替通用			普通預金(支払口座)		総預金残高 (②+④+⑤+⑥)	つり銭		現金現在高 ⑦+⑧
	実収入 ①	証券納付収入 ②			預入	支払 ④	預入	支払 ⑤	借越	返済	残高	借越	返済	残高	残高 ⑥	指定金 金融機関	指定代理 金融機関		払出	払戻	
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					
合計																					

備考 この報告書は、月ごとに区分し、出納日計表により記載する

第八十四号様式中

普通預金		普通預金	
入	出	入	出
(決済性口座)		(決済性口座)	
を		を	

普通預金 (決済性口座)	普通預金 (決済性口座)
預	入
り	出
本	前
日	日
残	残
高	高

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十一号

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則

岐阜県用度事業事務取扱規則（昭和三十四年岐阜県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「岐阜地域環境室、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十二号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表健康福祉部保健医療課の部中「健康福祉部保健医療課」を「健康福祉部健康推進課」に改め、同表警察本部総務室会計課の部教養課の項を削る。

別表第一上欄中「広報課」を「行政管理課」に改め、「行政管理課」、「情報システム課」及び「県民生活課、岐阜地域環境室」を削り、「企業誘致課」の下に「地域産業課」を加え、「国際交流課」及び「ねんりんピック推進事務局」を削り、同表広報課の項を次のように改める。

行政管理課

改革推進監

別表第一行政管理課の項、情報システム課の項、県民生活課の項及び岐阜地域環境室の項を削り、同表企業誘致課の項中「立地支援監」を「誘致企画監」に改め、同項の次に次のように加える。

地域産業課

地場産業対策監

別表第一国際交流課の項及びねんりんピック推進事務局の項を削る。

別表第二消防学校の項の次に次のように加える。

岐阜地域環境事務所

管理監

別表第二岐阜関ヶ原古戦場記念館の項及び旅券センターの項を次のように改める。

旅券センター

副所長

岐阜関ヶ原古戦場記念館

総務課長

別表第二水産研究所の項を削り、同表家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

水産研究所

管理調整係に属する上席の職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社